

## 海産物の電話勧誘トラブルに注意

**【事例】** 以前カニを購入した業者から電話があり「またカニを購入しないか」と勧誘された。一度は断ったがしつこく勧誘され、断りきれずに承諾してしまった。落ち着いて考えると、やはり不要なのでキャンセルしたい。

構です」など曖昧な言葉ではなく、「必要ないです」とはっきり断りましょう。

契約してしまっても電話勧誘の場合、8日以内であればクーリング・オフできます。また、トラブルを防ぐために勧誘電話を受けたときには、事業者名や電話番号などをメモしておくようにしてください。また、商品が届いてしまったときは、宅配業者にクーリング・オフすることを伝えて受け取り拒否しましょう。伝票に書かれた差出人の情報をメモして消費生活センターへご相談ください。

**【問】消費生活センター（市役所大和庁舎1階商工・ブランド振興課内、午前9時～午後4時30分、☎76・1004）**



**【アドバイス】** 例年、年末になると海産物の電話勧誘に関する相談が、消費生活センターに多く寄せられます。電話勧誘のやりとり中に、「契約しない」と意思表示した人に対して、勧誘を続けることは禁止されています。必要ないときは、「結

## ウォーターサーバーの相談増加中 契約前に十分な検討を

**【事例】** ショッピングモールで声をかけられ、勧められるままウォーターサーバーを契約した。3カ月後、解約しようと連絡したら、勧誘時に説明がなかった高額な違約金を請求された。

機器や価格、サービス内容を比較するのがおすすめです。契約するときは、次のポイントを必ず確認しましょう。

### ●確認するポイント

▷契約相手の事業者名▷サーバーはレンタルと購入のどちらか▷月々の支払額と契約期間の総支払額▷解約料や違約金

契約してしまってもキャンセルの場合、8日以内であればクーリング・オフできます。トラブルになりそうなときは、早めに消費生活センターへ連絡してください。

**【問】消費生活センター（市役所大和庁舎1階商工・ブランド振興課内、午前9時～午後4時30分、☎76・1004）**



**【アドバイス】** ここ数年、ウォーターサーバーの相談が多く寄せられています。特に商業施設やイベントスペースでしつこく勧誘を受けたケースが多いようです。また、レンタルと思って契約したら買い取りだったケースもあります。契約する前に、複数の事業者の